

**熊本県告示第 543 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	天瀬阿蘇線	阿蘇市湯浦字端辺 1674 番13地先から 阿蘇市山田字波端辺 2090 番 地先まで	前	8.0 ～ 35.0	889.0	緊道整
		阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先から 阿蘇市山田字波端辺 2090 番 地先まで	後	8.0 ～ 38.0	889.0	
		阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先から 阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先まで		14.5 ～ 54.5	656.0	
"	阿蘇公園 菊池線	阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先から 阿蘇市湯浦字端辺 1674 番13地先まで	前	14.0 ～ 35.0	173.0	"
		阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先から 阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先まで	後	16.0 ～ 38.0	173.0	
一般 国道	2 1 2 号	阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先から 阿蘇市山田字端辺 2090 番 4 地先まで	前	14.5 ～ 32.0	223.0	"
			後	18.0 ～ 61.0	203.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 4 月 27 日

**熊本県告示第 544 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	八代郡泉村大字葉木字葉木又 99 番 地先から 同 所 同 字 99 番 地先まで	278.7	地域連携 国道

## 2 供用開始する期日 平成17年4月27日

## 熊本県告示第545号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
南海寮デイサービスセンター 本渡市本町大字下河内 1342番地3	社会福祉法人 啓友会 本渡市本町大字下河内1685番地1 松浦 政一	平成17年 4月15日	43000200279122	知的障害者 デイサービス

## 熊本県告示第546号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
南海寮児童短期入所事業所 本渡市本町大字下河内 1685番地1	社会福祉法人 啓友会 本渡市本町大字下河内1685番地1 松浦 政一	平成17年 4月15日	43000300185138	児童短期入所

## 公 告

## 熊本県公告第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成16年10月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項及び第2項の規定により、八代市及び八代商工会議所から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン八代  
熊本県八代市建馬町参号6番
- 市町村からの意見の概要
  - 周辺道路の交通渋滞緩和策として、開店時及び売出し時間等、多くの来店者が見込まれる場合には、適宜、看板や誘導員の配置や臨時駐車場を確保すること。また、県道八代港大手町線と県道八代不知火線の交差点改良を検討するなど、周辺道路の円滑な交通安全の確保に努めること。
  - 出店後、店舗周辺において交通渋滞が発生した場合は、早急に対処すること。また、住民からの苦情等については、誠意を持って対応すること。著しく周辺地域の生活環境に影響を及ぼしているとは認められる時は、設置者及び住民等の関係者による対策会議を開催すること。
  - 歩行者及び自転車の利便と安全を確保するため、出入口においては、誘導員を配置し適切な誘導を図ること。
 ほか意見あり
- 市町村の区域をその地区とする商工会議所からの意見の概要
  - 入出店経路にあたる県道八代港大手町線は、県道八代港線と並んで外港工業地域へ続く物流の基幹道路であり、物資運搬の大型車両、タンクローリー等の危険車両、及び工場等への通勤車両等が多数往来する。しかも、当該店舗に入出店するには県道八代港大手町線しか利用出来ない為、交通事故増加や交通渋滞が懸念される。
  - 当該店舗は主要幹線道路である県道八代港大手町線と県道八代不知火線の交差点付近にあり、近隣にはメルシャン八代工場、八代総合市場等がある。また、北側（県

道八代港大手町線側)の2ヶ所にしか車両出入口がない為、入出店時の接触事故や売出し時の大渋滞が予想される。その為、入出店時の交通の流れをスムーズにする為にも、もう1ヶ所車両出入口を設ける必要がある。また、特に出店経路にあたる県道八代不知火線の八代大橋は大型車両等の交通量が多く、歩道が狭隘である為、接触事故増加や大渋滞が予想される。その為、八代大橋から当該店舗への右折レーンを拡大する必要がある。

- (3) 大規模小売店舗立地法届出書での交通量調査及び予測は平成16年3月時点のデータであり、現在当該店舗北西側約2kmに平成16年11月にイオン八代ショッピングセンターが既に開店している為、再調査が必要である。

ほか意見あり

- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課  
平成17年4月27日から平成17年5月27日まで

#### 熊本県公告第344号

上益城郡益城町益城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中 川 泰	上益城郡嘉島町大字井寺 3024 番地
就任 理事	坂 井 荘 六	上益城郡嘉島町大字井寺 1029 番地

#### 熊本県公告第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 都市計画の種類  
八代都市計画用途地域
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

#### 熊本県公告第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字北甘木字飯田溝 1348 番 5  
398.88 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市沼山津一丁目 22 番 8 号  
高森 昭憲

#### 熊本県公告第347号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 施行者の名称 熊本県
- 都市計画事業の種類及び名称 平成16年九州地方整備局告示第50号長洲都市計画道路事業3・2・1号長洲玉名線及び長洲都市計画道路事業3・6・13号新山海岸線
- 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎 1004 - 1
- 事業施行期間 平成17年3月29日から平成24年3月31日まで
- 事業地  
収用の部分 熊本県玉名郡長洲町大字長洲字新山、字新港及び字上六丁目地内  
使用の部分 熊本県玉名郡長洲町大字長洲字新山地内